

京都市告示第 3 1 9 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
嵯峨野経69号 線	右京区嵯峨野秋街道町48番地の4地先から 同町50番地の4地先まで	メートル 140.00	メートル 6.00 ~ 12.13

(建設局土木管理部道路明示課)